

第2回公文書管理委員会

日時：平成23年3月30日(水)10:00～

場所：大阪市役所地下1階第10共通会議室

○塩見委員長　それではちょうど定刻になりました。開催に先立ちまして、今日は傍聴の方が3名ご希望のようです。併せて録音の希望ということもおっしゃっているようですが、慣例に従いまして認めていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、どうぞ入っていただけてください。

○塩見委員長　本日は早朝から、みなさんお忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。委員の定数を満たしており、おひとり今日は欠席ですか。定数満たしておりますので、ただ今から第2回目の大阪市公文書管理委員会を開催したいと思います。

なお、この委員会は公開で行いますので、各委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。また、本日傍聴にお越しの市民の皆様も、会議の公開の趣旨をご理解いただきまして、会議がスムーズに運営できますよう、ご協力の程お願いしたいと思います。

それでは、議事に入る前に事務局から、本日の配布資料と、今日審議すべき事項の内容と申しましょくか、趣旨と申しますか説明をお願いしたいと思います。どうぞ。

○今中文書担当課長　文書担当課長の今中でございます。座らせていただきます。

まず、本日お手元にお配りしております資料でございますが、6種類ございます。

1つ目が議事次第、2つ目が大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準の制定について（諮問）でございます。3つ目が大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準の制定について（諮問）でございます。4つ目が大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案の制定について（諮問）でございます。5つ目が大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案に対する意見公募の結果でございます。6つ目が大阪市公文書管理条例でございます。以上、6点の資料でございます。不備はございませんでしょうか。

次に、本日の議事でございますが、まず初めに、前回の委員会でご説明させていただいた「大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準案」と「大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準案」について、正式に諮問させてい

ただきますので、併せてご審議いただきたいと思います。続きまして、同じく前回ご説明させていただきました「大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案」について、意見公募の結果をご報告するとともに正式に諮問させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

その他事務局の方で予定しております案件以外にも何かございましたら意見交換をお願いいたしまして、12時ごろまでには終了してまいりたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○塩見委員長　今お聞きのように協議事項としては3件ございます。2と3は割合性格の似通ったものということで、併せて提案したいということですので、そのようにしたいと思います。

それでは、最初に2番の7条1項に規定する議長が定める基準案の諮問、それから3番目の市長が定める基準案の諮問、両方併せて、では説明をお願いいたします。

○今中文書担当課長　ご説明申し上げます。お手元の資料1と資料2をご覧ください。

前回の委員会でも申し上げましたとおり、本来であれば、資料の2の後ろに付けております参考、これは国の「行政文書の管理に関するガイドライン案」の別表第2でございますが、この保存期間満了時の措置の設定基準を参考に、歴史公文書等に該当するかどうかの決定に関する新たな基準、すなわち歴史資料として重要な公文書として、保存期間の満了後、公文書館において永久に保存し、特定歴史公文書等として利用請求の対象となるものに該当するかどうかの決定に関する新たな基準として、皆様にお諮りすべきではございますが、利用請求権の新設というメリットを国と同時期の明後日、平成23年4月1日から市民に享受していただくことを第一に考え、2月の市議会における条例改正から施行日であります4月1日までの期間が短く、文書管理システムの改変等が間に合わないことなどから、平成23年度におきましては、暫定的な措置として、大阪市公文書館運営委員会により歴史的文化的価値を有するものとして指定されました文書分類に該当する公文書を歴史公文書等としてまいりたいと存じます。

具体的にはそれぞれ諮問書に参考として添付させていただいております文書分類に該当する公文書が歴史公文書等となります。

なお、本基準案は平成23年度における暫定的な措置でございますので、平成24年度以降につきましては、皆様のご意見を頂戴いたしまして、平成23年度中に新たな基準を策定してまいりたいと考えております。

また、永年を廃止し、保存期間を 30 年にいたします関係で、旧永年文書で、平成 23 年 4 月 1 日において、完結後 30 年以上経過しているものについてでございますが、これらはこれまで歴史的文化的価値を有するかどうかの判定がされていないことから、一律に保存期間を延長することにより廃棄をしないこととしまして、平成 23 年度中に定める新たな基準により歴史公文書等に該当するかどうかを決定することとまいりたいと存じます。

基準案の書きぶりにつきましては、前回の委員会における土谷委員のご意見も踏まえまして、前回ご提示しましたような、文書分類そのものを基準とするのではなく、大阪市公文書館運営委員会により歴史的文化的価値を有するものとして指定された文書分類に該当する公文書を歴史公文書等とすること、それから、平成 23 年度についての暫定的な案であること等を記す形式にしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○塩見委員長 はい。今お聞きのように、前回の 8 日でしたかね、委員会での議論を踏まえて少し見直しをしていただいたというふうなことで、4 月 1 日から新しいシステムが稼動するに際して、それに向けてとりあえず 23 年度の暫定的な措置として、この基準案を提案するという事などのご説明がありました。

今の提案内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。2 と 3 とをまとめて審議の対象としたいと思います。

○塩見委員長 よろしいですか。特にご意見ございませんか。

はい。それではご意見特にないようですので、今ご説明のありました中身によって委員会としてはこの諮問に対する答申をするということで、第 2、第 3 の協議事項については終えたいと思います。

今、答申の文言ですね、それが配布されておりますので、ご確認いただいて、そういうことでよろしければ、これについては以上で終えたいと思います。よろしゅうございますか。

はい。それでは、議長が定める基準案、市長が定める基準案について、先ほどご説明のような文言でもって、この答申をしていくということで終えたいと思います。

○塩見委員長 では、次に 4 番目の項目に挙がっております「大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案の諮問」について、ということで、ご説明

をお願いいたします。

○今中文書担当課長 それでは、ご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

特定歴史公文書等の利用の請求があった場合に、当該特定歴史公文書等に記録されている情報が条例上の個人情報等の利用制限情報に該当するときは、当該情報の利用を制限する必要があることから、行政手続法を踏まえ、利用請求に対する利用決定を行うに当たり、利用制限情報に該当するかを判断する際の審査基準について定める必要がございます。

今回は、正式な諮問書をお付けしておりますが、審査基準案の内容は、前回の委員会でご提示いたしましたものと変更はございません。

この審査基準案をご審議いただくにあたり、まず、この審査基準案についての意見公募手続きの結果をご報告させていただきます。資料4をご覧ください。

平成23年2月22日から3月23日の期間に意見の公募を行ったところ、1件のご意見の提出があったところでございます。いただきましたご意見と本市の考え方を表の形でまとめております。

まず、ご意見要旨の1つ目ですが、「1.本審査基準案の第4の「時の経過の考慮」と「本市の機関等の意見の参酌」については、機関の「意見」としては特定歴史公文書等に含まれる配慮すべき情報の種類を記す程度にとどめて、その開示の判断は時の経過を踏まえるということを明確に示すべき。」とのご意見をいただきました。

このご意見に対する本市の考え方でございますが、資料3の別紙の7ページ、第4のところをご覧ください。利用請求に係る特定歴史公文書等が利用制限情報に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されたからの「時の経過」を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等の利用制限にかかる引継ぎ元の所属の意見が付されている場合には、当該意見を参酌する旨記載しております。

本市の機関等の意見を「参酌」とするというのはどういうことかと申しますと、第4の(2)に記載しておりますとおり、本市の機関等がどの程度の意見を付すかに関わらず、本市の機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものでございます。最終的な判断はあくまで市長に委ねられているということでございます。こうした考え方は、公文書管理法の逐条解説などにおきましても内閣府も同様のご説明をされておりますし、国立公文書館の審査基準案におきましても、同様の記述がございます。

実際の運用におきまして、本市の機関等が公文書館へ引き継ぐ簿冊に意見をつける方法はまだ詳細には決めておりませんが、利用制限情報があるかどうか、あるとすれば条例の第何号の情報に該当するのか、それはどの部分かといったことを意見として付すことになるかと思います。

また、公文書館において利用制限事由の該当性を判断するに当たり、「時の経過」を考慮しなければならないことは、資料５の５ページに、公文書管理条例第１６条第２項の条文がございますが、公文書管理条例第１６条第２項により規定されているところです。

したがいまして、いただきましたご意見の１つ目につきましては、本審査基準案で十分対応できると考え、修正はしておりません。

次に、いただきましたご意見の２つ目でございます。

「本審査基準（案）の別表について、公文書管理法成立時の国会における附帯決議を踏まえ、非公開期間は３０年を超えないものとするという原則を尊重するというルールからすれば、別表が提示する利用制限期間は長期に過ぎる。」とのご意見をいただきました。

特定歴史公文書等に記録されております個人情報等につきましては、作成又は取得の日から３０年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなります。本審査基準案の別表は、このような個人の利益を害するおそれがあるかについての検討を行う際の一定の期間の目安を示したものであり、国際的な慣行である３０年ルールを踏まえ、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に、必要最小限の制限を行うこととする旨を本審査基準案に規定しております。

なお、公文書管理法の規定が直接適用される国立公文書館等における利用請求に対する処分に係る審査基準案にも、本審査基準案の別表と同じ期間が示されております。このようなことから本審査基準案の修正はしておりません。

続きまして、３つ目のご意見でございますが、「本審査基準（案）の第５の部分利用については、現在、大阪市公文書館において粘着テープを公文書に直接貼り付けてマスキングを行うことがしばしば行われており、こうした措置が史料の劣化・破損を加速していることが危惧されるので、デジタル化や袋がけ等の代替措置を検討されたい。」とのご意見をいただきました。

特定歴史公文書等を部分的に利用させるに当たり、具体的な記述をどのように除くかにつきましては、当該特定歴史公文書等の保存状態や利用制限情報の記録状態などを総合的

に勘案して、適切な方法を選択してまいりたいと考えております。本審査基準案はページ全体を被覆する方法、いわゆる袋がけ、を否定するものではございません。デジタル化につきましては、費用の問題がございますので、すぐに対応できるというものでもございませんが、本審査基準案はこれも否定するものではございません。できるだけ特定歴史公文書等が劣化・破損しないような方法を選択してまいりたいと考えております。

続きまして、ご意見の 4 つ目と 5 つ目につきましては、本審査基準に直接関係する意見ではございません。

4 つ目の意見として、「4 . 現在、市がホームページで公開している簿冊目録は個々の文書の名称が曖昧で利用者にとって不便なものであり、公文書管理条例第 15 条第 4 項に規定される目録としては不十分と考える。簿冊に収録している文書の概要を説明するような目録を公開すべき。」とのご意見をいただきました。

利用者の利便性を高めるため、今後、簿冊に収録している文書についても把握していただけるような目録の作成について検討してまいりたいと存じます。

最後に、5 つ目のご意見です。「5 . 公文書管理条例の改正や本審査基準（案）の制定により、公文書館職員には一層高度な専門性が要求されるので、公文書館職員の研修機会の確保も含めて運営体制の強化をすべき。」とのご意見をいただきました。

ご意見の趣旨に沿って、公文書館職員の研修機会の確保に努めるとともに、利用決定等の取扱いに関して情報公開制度に精通している情報公開室との連携も図り、適切な公文書館運営を図ってまいりたいと存じます。

意見公募手続きによりいただきましたご意見と、それに対する本市の考え方は以上でございます。したがって、諮問書の別紙のとおりとして、審査基準を制定したいと存じます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○塩見委員長　いまお聞きのように、この 4 番目の基準案については、まず案を公開して市民の意見を募ったということで、その結果と、それに対して大阪市としてはどう考えるかという、今回の案が充分それに耐えるかというお考えのことが、今説明がありました。

基準案自体は前回拝見した資料と一緒にですねこれは。変わってないですね。ですから前回も説明ありましたので、それは、今のような指摘に対して耐える基準案であるという市の考え方、それが是か非か、妥当かどうかというふうなところでご判断いただくといいと思いますが、まずそれでは 1 件だそうですけども、今ご紹介のあった 5 点についての意

見とそれについての市の回答というか考え方の中身、これが基準案全体をカバーしているかはともかくとして、基準案が妥当かどうかという判断と限りなく重なると思いますので、具体的な素材ですので、この意見公募とそれに対する回答について、ご質問とかご意見ございますか。

1、2、3が直接内容に関する基準案に関することで、4、5は文書管理の今後のあり方についての意見というか、そういう形ですね。それについてもそれぞれ受け止めていくというそういう話が今あったかと思います。いかがでしょうか。

○小林委員　　よろしいでしょうか。裏面のところの市の考え方のところでですね、「なお」のところですが、国のほうも本審査基準案の別表と同じ、同期間が示されていますと、この資料はペーパーでいただいていたのでしょうか。

○事務局　　申し訳ございません。本日の資料には付けておりませんが、資料3の別紙が本市の基準案でございますが、9ページをご覧ください。9ページの別表の内容ですが、これもまったく同じです。

○小林委員　　備考欄の記載も含めてまったく同じということですか。

○事務局　　そうですね。外務省の資料館の分はですね、起算日が翌年度の4月1日ではなく、暦年で考えていらっしゃるの1月1日になっておりますが、そういった細かい違い以外はまったく同じです。

○塩見委員長　　よろしいですか。他どうでしょうか。

それでは、意見とそれらに対する考えについて、もしよろしければ、では基準案全体について、前回配布された資料ですのでお目通しをいただいているかと思います。何かご質問なりご意見なり、直すべきところがあるかどうかということで、どうでしょうか。

○澤井委員　　1点だけ。個人の方からの意見の2のところですね、この別表で9ページに示されているのが、制限期間が長期にすぎるといった意見のようなんですけども、これはそこで止まっている意見なんでしょうか。それとも、長期にすぎると一律30年のほうがいいという意味合いなのか。その意味はどういうことでしょうか。

○事務局　　先ほどの説明の中でも申し上げましたが、別表に記しております一定の期間というのはあくまで目安でございます。30年ルールがまずございますので、作成されてから30年が経って、この目安の期間までというのは、開示について検討するけれども、否定的な、どちらかという制限するような方向で検討する。ただ、一定期間を過ぎてからは、原則公開で、よっぽど守らなければいけない利益があるかというのを検討していく。そう

いう目安の期間であると考えています。

○塩見委員長　ご質問は、このご意見を出された方の趣旨がどういうものか。そういうことですよね。誰が答えるのかは難しいかもしれないけど、この点はどういう判断をされたんですか。

○事務局　長期にすぎるというところに捉えて申し上げますと、今回権利になったということで第三者の方からの異議申立てもあると考えられるところでございます。ですので、やはり慎重に考える必要があると考えております。ただ、絶対にこの期間という運用ではないというのは先ほど申し上げたとおりですので、ケースバイケースで判断して参りたいと思います。

○塩見委員長　ご説明では、基本的には30年を越えれば原則公開ということが大前提のなかの、あくまで絞ったものに対する年数だと、こういうふうに考えればいいというわけですね。

○事務局　そうですね。

○塩見委員長　他はどうですか。

○野呂委員　ひとつよろしいですか。今出た問題とも関わってくるんですが、個人情報なんかで110年とかですね、かなり非常に長期にわたって、例外的な原則非公開といったものがあるんですが、その場合にはおそらく110年以上生きる方もいるかもしれないですけど、おそらく遺族の権利というものが問題になってくるんですが、その場合、条例の17条で本人開示について、原則公開ですね、別の規定もありますが、遺族がかなり自分の先祖の個人情報の開示請求をした場合は、17条の本人情報には該当しないという割り切りをするということに、やはりなってくるんでしょうか。

○事務局　はい。そのとおりでございます。あくまで一般の利用請求と同じ扱いになります。

○野呂委員　ということは個人情報保護制度の原則どおりということですよ。

○上田行政部長　澤井先生の先ほどのご質問ですけれども、要するに長期にすぎるとの後ろを削っているのではということなんですけれども、これは「長期にすぎると考えます」というご意見をいただいておりますので、ここの表記は長期にすぎると記載しております。ですので、30年に縮減すべきであるという意見ではなくて、単に「長期にすぎると」こういうことでございます。

○塩見委員長　この文書は、あくまで要点ですね。こういう形で出たものをそのままず

ばりでは必ずしもないんですね。

○上田行政部長 要点です。はい。書き写したものではありませんですけれども、趣旨は同じでございます。

○塩見委員長 他はどうでしょうか。

○庄谷館長 パブリックコメントにコメントするつもりはないんですけれども、3つめのマスキングのあり方については、内部のミーティングでも改めようという意見が出ていましたので、原資料を傷めないように注意して改善しております。

それから4番目ですが、簿冊の背表紙を写したタイトルで何々に関する資料とか、あいまいになっているものは、できるだけ中身を反映する、学术论文ですとキーワードをいくつか書くようにですね、簿冊の中に含まれている資料をできるだけ忠実にホームページに公開するように改善しつつあります。

それから5番目のコメントが大事な点で、この前も国立公文書館の研究紀要を見ていたら、北の丸っていう分厚い研究紀要があるんですけれども、最新号では文部科学省の内部にいらっしゃる専門員の論文、及び経済産業省、昔の通産省ですね。通産省の内部にいらっしゃる、資料室にいらっしゃる方の論文が載ってましてね、国立公文書館へ移管した、過去に移管したものの内容、それから移管していないものの内容について、非常に精密な検証をしておられる論文が載ってましてね、ですから、各省庁と国立公文書館の間でも、それぞれに専門官がいてチェックしているんだなって、よくわかるすばらしい論文だったんですけれども、大阪市の場合でもそれぞれの部局に文書担当の方がいらっしゃるんですけれども、やはり公文書館内部の専門家、アーカイブスに関する専門家、同時に全市的にですね、各部局にいらっしゃる文書管理担当の人たちの研修もレベルアップしていかないといけないんじゃないかと、特に職員の専門の人がいるのが望ましいということ、外部の大阪歴史学会とか大阪歴科協からの要望でも出ていますもので、第5番目については、今後努力しないといけないと思っています。わたくしも全史料協の研究ファインアルにでて、仕入れてきた情報は月1回のミーティングで報告して、アーカイブスに関する情報は、この前たまたま防衛省の防衛研究所へ行って見学してきた情報は帰ってきて報告していますので、5番については尊重すべき内容と思っています。以上です。

○塩見委員長 はい。今後の課題というか、方向というかあるいは今の状況について、館長さんから3、4、5あたりについての、補足のお話をいただきました。

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。答申案、別添資料について、ご意見はも

うよろしゅうございますか。

○林委員 確認で質問させていただきたいんですが、その前に今の庄谷先生のご意見もまったくそのとおりだと拝聴いたしました。その前にひとつ戻らせていただいて質問したいんですが、野呂先生のおっしゃいました5ページ第17条の趣旨でございますけれども、にわかに判りかねたものですから教えていただけたら幸いなんですが、これは本人からの請求であってかつ原則30年を越えた文書であっても本人の個人情報の開示されないという趣旨でしょうか。

○事務局 本人情報に限っては本人は利用することができます。

○林委員 できますよね。それと文書のところなんですけれども、ただ本人の遺族に関してはこれはできないということになるんですね。

○野呂委員 要するに第3者と一般の人が請求したのと同じ扱いになるということですね。

○林委員 わかりました。文書の中に、「本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き」と書かれていたもので、かかり方がわからなかったものですから。すいません。

○塩見委員長 よろしいですか。それじゃあ、よろしゅうございますかね。

では、4番目のこの利用制限についての基準案についても、準備されています別紙の中身で答申するということにさせていただきたいと思います。

では、これについても先ほど同様、答申の中身を、今配られたようなことで確認しておきたいと思います。

以上、今日3つの諮問に対する答申の中身は、それぞれ事務局から提案いただいた内容でご確認いただきましたので、本日のこの内容を、上田部長に委員会として受けた諮問でするので、この場で答申すると、そういうことにさせていただこうと思いますので。

それでは、皆さんの協議の総意を受けまして答申させていただきます。それぞれご提案の中身で皆さんのご異議がないということですので、これをもって求められた諮問に対する答申とさせていただきます。

○塩見委員長から上田行政部長へ答申書の手交

○上田行政部長 ありがとうございます。

○塩見委員長　　以上で、本日事務局から準備をされた案件は終わりですけれども、この機会に委員の皆様から、管理委員会そのものはしばらくはないですかね。4月から新しい仕組みがということ、それから暫定の基準ということですので、1年かけて検討していくということですので、色々そのあたりも含めて委員の皆さんから、文書管理のことについて、あるいは今日意見の中で出ましたような公文書館の一層の充実をというか、こうしたあたりも含めて何か委員の皆さんからご意見があればお出しただいて、その上で終わりにしたいと思います。なにかございますか。

○小林委員　　この基準は1年間かけて案をつくれるということですが、どのような体制で具体的にどういった作業をご予定されているかをお聞かせいただければ。

○事務局　　はい。文書分類表の改正ということになるかと思うんですけれども、まず各所属で、これまでも公文書管理適正化月間ということで、6月にきちんと管理するための取組を行っているんですけれども、その一環としまして、条例を改正していますので、条例と文書分類表の保存期間があっているかの確認作業を、各所属で6月ぐらいまでに行います。それから各所属での業務の分析をしていただいた上で、9月にこちらのほうから大きな考え方ですね、国のほうの別表をお示しして各所属に当てはめるとどういった形になりますかということをお聞かせしていただいて、進めていくと。委員会のほうには11月ぐらいに一旦取りまとめたものをご提示させていただいて、その後年明けぐらいに改正して、それを実際の簿冊に適用して、どれが歴史公文書かという決定を2月、3月で行うという形になります。

○小林委員　　基本的に庁内でされるわけですか。よく外部業者を使ってとかですね、システムの導入とかはわりとよくそういうことはあると思うんですけれども。あと、過去は専門家の方に外注して、検討させてというようなことはあったようにちらっとお聞きしたんですが、今回のご予定は。

○事務局　　そうですね。かなりの分量になりますので、今までの方式を採るのは不可能に近いと考えております。ただ、専門家のご意見を全く取り入れないというわけではございませんで、この公文書管理委員会の専門委員という形でご意見をいただくのか、別のアドバイザーとして意見をいただくのかは別ですけれども、また案を取りまとめた段階で国立公文書館の移管基準をご専門にされている専門官の方々にお知恵を借りながら検討を進めて参りたいと考えております。

○塩見委員長　　よろしいですか。継続した相当の仕事になるわけですね。他にどうです

かなにか。

○澤井委員 1点だけ。ここ2年ほど、たまたま日本学術会議のプロジェクトの一環で、県立公文書館を回る機会があったんですね。その中でいくつか先進的な試みを拝見させていただいて勉強になったんですが。これは沖縄県立公文書館ですかね、那覇の郊外にあるんですけれども、そちらに伺ったときに非常に体制といい、感銘を受けました。私が見学させていただいた中で、最も意欲的で先進的な試みをされている場所だなと痛感したんですね。伺っているうちに段々わかってきたんですけれども、ある意味で歴史資料がゼロに近づいたことがあったわけですね。そういう意味で全くなかったものを、もう一度取り戻す努力っていうんですかね。それを継続的にされているというのがベースにあるかと思うんですが、その時に、先ほども文書課の職員の方の専門性という話が出たんですが、それと同時に、組織の内外で文書館の、平たくいうと応援団をどうやってつくっていくかということが非常に大事な仕事だと思うんですね。その時に沖縄で伺った話で大変すばらしいと思ったのが、県庁職員の方が新たに入ってくるオリエンテーションの際に、公文書の意義を公文書館の方が説明すると。これは単なる古い資料ではなくって、将来の世代に対する資産なんだっていう意味を一定の時間をとって、新人に伝えているっていうんですね。ああいった試みっていうのは、伺っていて非常に感銘を受けたんですけれども、ひとつの我々の参考になるんじゃないかなと思いました。

○塩見委員長 ありがとうございます。沖縄県の公文書館は割合新しいんですか。

○澤井委員 歴史はそんなに古くはないみたいなんですけれども。

○塩見委員長 行政全体が公文書にどう向き合うかという、そういうことについての基本を、きちっと文書館の仕事としてやってらっしゃると、そういうお話でしたですね。正にこういう仕組みを設けるときには、なんか作った人が判断するんだっていうお話が前回ありましたけど。そういう意味では基本のところ、そんなふうはどう押さえられているかというのが大事な課題ですよ。

○庄谷館長 私も全史料協の会議があって、大阪市の公文書館に関わる前に、見学会に行ったんですけれども、沖縄県、気の毒に占領下に長いことあったために、沖縄に関する行政資料がアメリカの国立公文書館 NARA のほうにありますので、沖縄県の専門官をワシントン DC、それからメリーランド大学の近くにある収蔵庫に派遣して、コピーして、多分有料ではないかと思うんですけれども、集めて、マイクロフィルムにして送っているんですね。継続的に。そういう作業をやっておられるということと、それから写真使用について、

同じ時期の資料を、アメリカ人ないしアメリカ軍の兵隊さんが写した写真と、日本人が写した写真を同じ時期に2段の列に並べてありまして、日本人が撮った写真はキャプションが不十分なんです。いつ、何月何日、どこで、誰が撮ったのか、アメリカ人は軍人さんであろうと民間人であろうとそれが書いてあるんですね。写真の注意書きが。やっぱり違うなと思って、変なところで驚いていたんですけれども。自治体レベルでは、沖縄県は優れていますね。それともうひとつ、沖縄県は上海市とアーカイブスのレベルでの交流、提携があって、文書交換しているんですね。それから中国語の研修のために沖縄県のアーキビストが台湾へ語学研修へ行ったり、本土だけでなく台湾とも交流があってなかなか自主外交をされているなど、いろんな面で沖縄県は優れているなと思ったことがあります。

○塩見委員長　では事務局のほうから何かございますか。

○今中文書担当課長　先ほどこっちとお話があがったんですけれども、次回開催予定でございますが、改正公文書管理条例の施行日である4月1日以降、異議申立てがありました場合には、随時、部会を開催させていただきますが、全体会としましては、半年以降になります。10月以降ということで開催させていただきたいと存じます。次の全体会におきましては、歴史公文書等を決定するための新たな基準などにつきまして、ご審議いただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○塩見委員長　今お聞きのように4月から新しい仕組みが動き出すと異議申立てが出てくる可能性がある。出てくるとその都度部会で対応を考えていくと、こういうわけですね。

委員会全体としては10月以降に、先ほどもご質問があった暫定基準を本格的な基準にしていく、その一定の作業が進んだ段階で、それについて取り上げるというのが次回の全体会議だと、こういうこと、10月以降というお話ですね。

はい。それじゃあそういうことをお聞きしたということで、一応これで終わりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

じゃあまあ4月から新しい仕組みが動くということですので、どうぞ本格的な制度設計、制度建設に向けて、色々と事務局も大変でしょうけれどもがんばっていただきたい。今日の答申をそういう形で生かしていただければいいのではないかと思います。ではこれで。ご苦労様でした。